

事業計画策定支援相談会

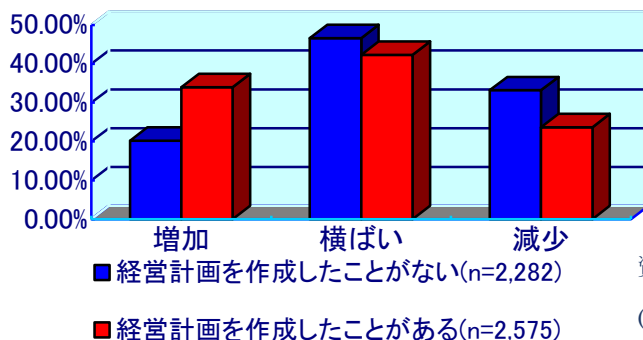
あなたの会社は、5年後・10年後の将来像を、明確に描くことができますか？

経営計画は、会社の将来の目標やビジョンを達成するために「現在なすべきこと」を明らかにしていくために必要です。

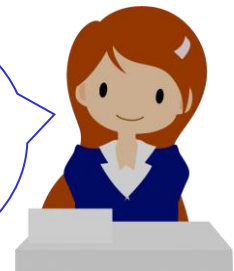
経営計画が不明瞭で、会社の方向性が見えない状態では、今何をすべきか素早く判断することは難しく、先になって「あの時こうしておけば」と後悔することもあります。また融資を受ける時にも、計画がないと資金調達に支障をきたすことも多々あります。

変化の激しい外部環境に対応していくためにも、しっかりと経営方針を明確化して、経営計画を作りましょう。

経営計画の作成の有無と売上高の傾向



「経営計画を作成したことがある」事業所の方が売上高は増加傾向にあります。



資料：中小企業庁委託
「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」
(2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)

商工会議所では、小規模事業者を対象として、こうした経営計画の作成支援を行っており、今回下記日程で相談会を開催します。

ご希望の方は、裏面の申込書に必要事項をご記入の上、富士吉田商工会議所までお申し込みください。

- 日 時 平成29年9月21日(木) 午前10時～午後3時
- 場 所 富士吉田商工会議所
- 相 談 中小企業診断士 土屋富治 先生
- 費 用 無 料
- 対象者 小規模事業者

(商業・サービス業：従業員5名以下 製造業その他：従業員20名以下の事業所)

裏面もご覧ください

【経営力向上計画】

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請していただき、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。

税制措置：認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

金融支援：政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画策定のご相談も出来ます。

事業計画策定支援相談会申込書

事業所名				
代表者名			TEL	
担当者名			携帯	
希望時間	第1希望		第2希望	
相談内容				

※相談内容について、事前に経営指導員によるヒアリングをさせていただきます。

※時間については、重複する場合がありますので、こちらで調整させていただきます。

※ご記入頂いた情報は、本申込の確認及び富士吉田商工会議所からの各種ご案内に利用する他、調査・分析のために利用することがあります。

お申し込み先

富士吉田商工会議所

TEL 24-7111 FAX 22-6851